

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正の概要

（１）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画を定める。**
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（２）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務を行う。**
- ② **主務大臣（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標（７年）を定める。**
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可を受ける。**
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価を行う。**
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見を聴かなければならない。**
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- （１）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （２）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （３）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （４）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- （５）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （１）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画を、福島国際研究教育機構が中核的な役割を担うよう作成。**
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求めることが可能**。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （２）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （３）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- （４）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

※ 政府は、この法律の施行後８年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

施行日：公布から３月を超えない範囲で政令で定める日
（一部の規定は公布日）

福島国際研究教育機構の業務の流れ

内閣総理大臣（復興庁）

福島復興再生基本方針【閣議決定】

即して作成

新産業創出等研究開発基本計画

【内閣総理大臣が関係大臣と協議して作成】

主務大臣

【内閣総理大臣（復興庁）
＋関係大臣】

即して作成

即して作成

中期目標【主務大臣作成】

※7年間

意見

福島国際研究
教育機構

指示

助成等業務実施計画【機構作成】

※毎年度（主務大臣認可）

中期計画【機構作成】

※中期目標期間と同様（主務大臣認可）

主務大臣

【内閣総理大臣（復興庁）
＋関係大臣】

業績評価

※毎年度評価＋7年に1度の評価

意見

復興推進委員会

